

疾病第 2489 号
令和 8 年 3 月 30 日

水戸市保健所長 殿

茨城県保健医療部疾病対策課長

茨城県感染症発生動向調査事業実施要項、茨城県感染症発生動向調査事業検査指針及び茨城県感染症病原体等検査実施要領の一部改正について

日頃より本県の感染症対策について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和 8 年 3 月 23 日付け感発 0323 第 4 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知による、「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」を踏まえ、茨城県感染症発生動向調査事業実施要項、茨城県感染症発生動向調査事業検査指針及び茨城県感染症病原体等検査実施要領を一部改正し、令和 8 年 4 月 6 日より施行いたしますので、ご了知願います。

なお、茨城県感染症発生動向調査事業検査指針については、管内病原体定点医療機関あて、茨城県感染症発生動向調査事業実施要項及び茨城県感染症病原体等検査実施要領については、管内医療機関あて周知いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

茨城県保健医療部疾病対策課

疫学グループ 丹野

TEL 029(301)3233

FAX 029(301)3239

Email: yobo5@pref.ibaraki.lg.jp